第4章 海上安全・保安の確保と環境保全

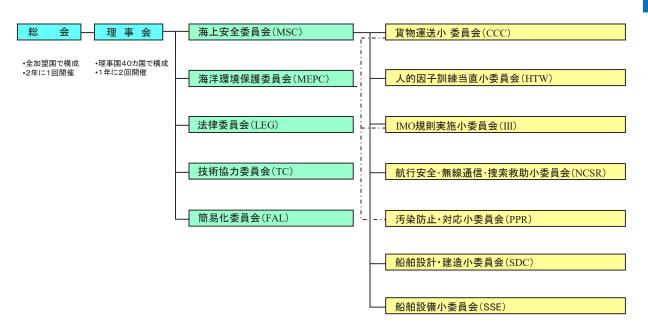
1. 国際海事機関(IMO)

【図表 4-1】IMO の組織図

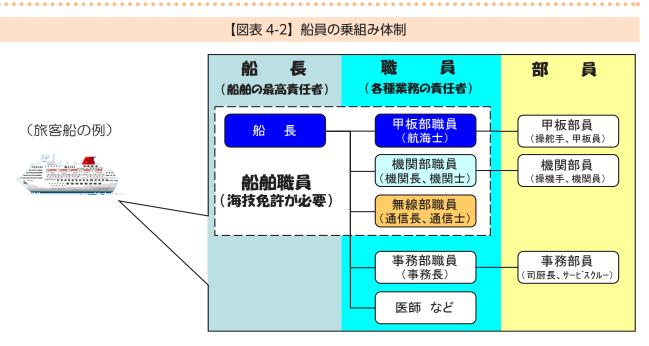
国際海事機関(International Maritime Organization)は、海上の安全、船舶からの海洋汚染防止等、海事分野の諸問題についての政府間の協力を推進するために1958年に設立された国連の専門機関であり、1年を通じ様々な委員会・小委員会が開催され、専門分野の国際ルールについて議論が行われている。

我が国は、世界の主要海運・造船国として各会合に積極的に参画し、国際的な議論をリードしている。





2. 安全確保の柱としての資格制度



船舶職員とは、乗組員のうち、船長、機関長、航海士、機関士など船内における各種の業務の責任者をいい、船舶所有者は、船舶の大きさや航行区域などに応じた乗組み基準に従って海技免状を受有する船舶職員を乗り組ませることとなっている。



第4章

【図表 4-3】海技免許有効者数



資格区分	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
航海	42,893	42,753	41,969	41,570	41,732
機関	30,439	30,400	29,919	29,687	29,770
通信	914	774	725	701	678
電子通信※	6,582	7,049	7,102	6,948	6,878
合計	80,828	80,976	79,715	78,906	79,058

(資料)国土交通省海事局作成

※ 電子通信とは、GMDSS 無線設備(従来のモールス設備を主体とする通信システムに代わるテレックスや無線電話を主体とする通信システム等)を有する船舶に乗り組むための資格。

【図表 4-4】小型船舶操縦免許有効者数



資格区分	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
一級	481,572	480,730	471,454	475,315	482,491
二級	888,665	869,684	850,891	841,828	833,479
特殊	1,178,153	1,145,532	1,104,260	1,081,656	1,063,053

(資料)国土交通省海事局作成

※ 複数資格を有する者は各区分の操縦免許証有効者数へ計上している。

【図表 4-5】締約国資格受有者承認証有効者数

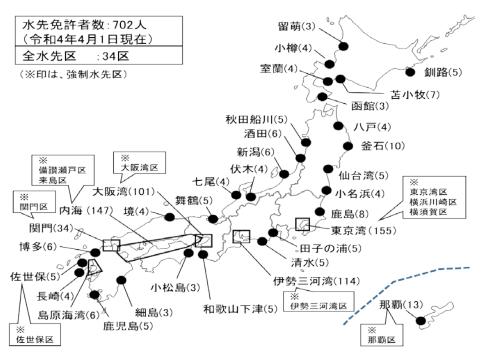


区分	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
航海	5,619	6,136	6,286	5,972	5,998
機関	5,213	5,702	5,996	5,746	5,729
合計	10,832	11,838	12,282	11,718	11,727

(資料) 国土交通省海事局作成

- ※1 我が国では、これまでに、日本籍船に乗り組む外国人船員の資格証明書を日本政府側が承認する 二国間の約束を18 か国※2と、外国籍船に乗り組む日本人船員の資格証明書を外国政府側が承認する 二国間の約束を15 か国※3と、それぞれ締結している(2022 年 3 月現在)。
- ※2 フィリピン、トルコ、ベトナム、インドネシア、インド、マレーシア、クロアチア、ルーマニア、ブルガリア、 ミャンマー、スリランカ、モンテネグロ、バングラデシュ、韓国、英国、パキスタン、ロシア、ポーランド
- ※3 バヌアツ、シンガポール、パナマ、バハマ、マルタ、リベリア、マーシャル諸島、キプロス、マレーシア、ツバル、セントビンセント及びグレナディーン諸島、モンゴル、韓国、キリバス、ロシア

【図表 4-6】水先区及び水先人数

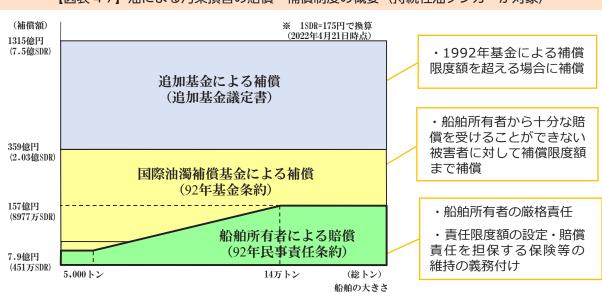


(資料) 国土交通省海事局作成

我が国においては、全国で34の水先区が設定されており、そのうち、特に厳しい船舶交通の難所と される10の水域では、当該水域を航行する一定の船舶に対し、水先人の乗船が義務付けられている (強制水先)。

船舶による油濁問題への取組

【図表 4-7】油による汚染損害の賠償・補償制度の概要(持続性油タンカーが対象)

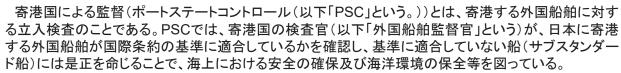


油タンカーによる油流出事故等が起こった場合、地方自治体及び漁業関係者等が大きな損害を被ることになる。そうした 事故損害に際し、適切な賠償や補償がなされるような国際的な制度が、上記の条約・議定書によって確立されている。



海上安全・保安の確保と環境保全

5. ポートステートコントロール



また、一般に船舶は多国間を航行するため、PSCを一国で実施するよりも近隣諸国と協力して実施する方がより一層の効果が期待できることから、現在世界各地域で協力体制が構築されている。アジア太平洋地域では、我が国のイニシアティブにより、1993年に、東京において締結された「アジア太平洋地域におけるPSCの協力体制に関する覚書(東京MOU)」(現在21当局)の枠組みのもと、外国船舶の立入検査のデータを共有するほか、PSC委員会によるPSCの検査手順の策定や外国船舶監督官に対する訓練等が行われており、効果的なPSCの実施を図っている。

6. 運航労務監理官による監査

全国に配置されている運航労務監理官は、船員の労働条件・労働環境の適正な確保、航海の安全確保等を図るため、船舶又は事業場に立ち入り、関係法令の遵守状況等の確認を行っており、2021年度は3,797件(船員労務監査2,426件、運航管理監査1,371件)の監査を実施した。監査の結果、関係法令に違反していることが判明した事業者等に対して、指導や行政処分等を行っている。